

## Japanese Practice News

June 2021 , No. 6 | KPMG Global Japanese Practice (Taiwan firm)



#### COVID-19関連要点まとめ

### 「COVID-19に関する税務上の救済振興」まとめ

COVID-19による経済への深刻な影響に対応し、税務上の様々な救済措置が設けられています。KPMG台湾は救済措置のポイントをまとめました。下記及び添付資料をご参照ください。

企業の運転資金逼迫を軽減するための「税務上の救済振 興措置2+3」

#### 厳重特殊伝染性肺炎予防治療及び救済振興特別条例に 基づく措置 2項目

- 1. 従業員の防疫隔離休暇時に支払った給与費用の倍 額控除
- 2. 政府から法に基づき受領する各補助金の所得税の 免除

#### 財政部通達に基づく措置 3項目

- 1. 過大納付営業税の還付
- 2. 納税の延期又は分割納税
- 3. 営利事業所得税の中間納付の免除



COVID-19に関する 税務上の救済振興

KPMG in Taiwan

# COVID-19に 関する税務上 の救済振興

要点まとめ

2021年6月





## 要点まとめ

### 救済振興条例施行期間の延長

2+3税務上の救済振興の 延長の可能性

### 営利事業所得税

- 申告及び納税期限の延長
- 納税の延期又は分割納税 の条件を緩和
- 従業員の防疫隔離休暇の 給与費用の倍額控除

### 個人所得税

- 申告及び納税期限の延長
- 納税の延期又は分割納税 の条件を緩和
- 還付申告の還付時期繰上

### 営業税

- 過大納付税額の還付申請
- 査定による売上高及び税額 の減額調整

### **CRS**

• 申告期限の延長

### その他各税

- 防疫検疫による納税の延期が可能
- 税金払戻の申請期限及び 保税物品の倉庫保管期限 の延長
- 減免/減額調整措置



### 2+3税務上の救済振興措置は2022/6/30まで延長される可能性がある

項目			根拠
1	従業員の防疫隔離休 暇時に支払った給与 費用の倍額控除	従業員とは、機関(機構)、事業単位、学校、法人、団体に雇用され仕事に従事して給与を受領する者を指す。 休暇期間には以下の状況を含む:  ・ 各衛生主務機関より在宅隔離、在宅検疫、集中隔離又は集中検疫の認定を受けた者。 ・ 自身で生活が出来ない隔離者や検疫者の介護をする家族。 支給給与金額の計算は以下の通り: ・ 給与、俸給、賃金及びその他業務に従事し得られる経常性給与。 ・ 所得税、保険費用及び労働組合(同業組合)会費の控除はしない。 優遇の重複適用は不可: すでにその他の租税優遇が適用されている場合、重複して適用することができない。	救済振興条例第4条 厳重特殊伝染性肺 炎による従業員の防 疫隔離休暇の給与 費用倍額控除細則
2	政府から受領する助 成金、補助、手当、奨 励及び補償は所得税 の納付が免除される	<ul> <li>厳重特殊伝染性肺炎(COVID-19)の影響を受け、救済振興条例、伝染病予防治療法第53条又はその他の法律規定に基づき、政府から受領する助成金等。</li> <li>医療(事務)機関、営利事業者又は機関・団体が受領する各補助金は、取得年度に免税収益として計上する。必要な原価や関連費用は実額で計上し、当該免税収益への個別の帰属や分担を行う必要はない。</li> </ul>	救済振興条例第9条 の1 2020年11月25日台 財税字第 10904629980号通達
3	過大納付営業税額の 還付申請	営業者は所在地の国税局に対し、過大納付した営業税額の還付を申請することができる。累計でNT\$30万を上限とする。	2020年5月13日台財 税字第10904556490 号通達
4	納税の延期又は分割 の申請は、納税額の レンジの制限を受けな い	規定の納税期間内において、税務当局へ納税の延期又は分割を申請することができる。、	2020年3月19日台財 税字第10904533690 号通達
5	営利事業所得税の中 間納付の免除	<ul> <li>原則上、中間納付申告期間内に、主務税務当局へ申請を提出する。但し、中間納付申告期間の開始前に、財政部の前述の解釈通達に基づき、納税の延期又は分割を申請し、許可された場合、又は過大納付営業税額の還付を申請し、許可された場合は、申請の再提出は免除される。</li> <li>注: 当初の解釈通達の記載は「2020年度」営利事業所得税の中間納付の免除であった。</li> </ul>	財政部2020年7月31 日台財税字第 10904595840号通達



## 手続通案申告及び納税期限の延長

	申告及び納 税期間	オンライン申告時の添付資料及び 会計士による監査済報告書
従来の規定	5/1~5/31	紙ベースは 6/30 までに提出 又は 電子データは 6/29 までにアップ ロード
延長後	5/1~6/30	紙ベース 8/2 までに提出 又は 電子 7/30 までにアップロード

2020年度営利事 業所得税確定申 告及び納税期限 は 6/30まで 全面延長

特殊会計年度(週締め制)で従来の申告期限日が5/1~5/31の期間の場合、申告納税期限は30日間延長



### 手続 期限の延長 COVID-19の影響による申告及び納税

### 適用される営利事業者

- 1. 申告納税期間の終了日まで
- 2. 責任者、会計責任者又は委任を受けて申告する会計士、記帳士、記帳 及び税務申告代理人が、法定の申告納付期間中に治療、隔離又は検 疫を受けた者。

決算、清算、特殊会計年度の決算及 び中間納付申告及び納税期限の

### 30日間延長

### 注意事項

- 1. 当該人員が申告・納税期限延長期間の満期時になお隔離治療を 受けている場合、その申告・納税期限は隔離治療終了日の翌日 から20日後まで延長することができる。
- 2. 事前申請は不要!延長期限内に主務機関が発行した隔離又は 検疫証明書類を添付し、税務当局へ申告納税する。



## 手続納税の延期又は分割納税の条件を緩和

救済振興条例施行期間において、COVID-19の影響により納税に困難がある場合、納税の延期又は分割納税を申請することができる(いずれか1つ)

(1) 延期は最長1年(2) 分割は最長3年、分割回数は納税額の制限を受けない。 申請事由は以下の通り。

中央目的主務機関が 提供する救済振興関 連措置	救済振興特別条例第9条第3項所定の救済振興又は補償救済振興細則に 基づく
短期における売上高の急減	COVID-19の影響による短期における売上高の急減例:2020年1月からいずれかの連続2個月における平均営業額が2019年12月より前の6個月又は前年同期平均営業額に比べ15%以上減少した。
その他事由	納税義務者は自身でCOVID-19の影響による根拠を提示し、納税の延期又は分割納税を申請する。 例:COVID-19の影響により、貸付金が回収できず資金不足が生じ、納税の延期又は分割納税を申請する必要がある。

- 納税の延期又は分割納税が許可され、期限までに納税した場合、滞納金及び滞納利息は 免除される。
- 分割納税するいずれかの回の税金を期限までに納付しない場合、税金徴収法第27条に基づき、税務機関より納付書が発行され、期限までに残額の一括納税が命じられる。



## 実体が従業員の防疫隔離休暇の給与費用倍額控除

従業員の防疫隔離休暇に雇用主が支払った給与費用の2倍額を所得額から控除することができる



隔離検疫 通知書



が 従業員





ー ー ー ー 糸 給与費用倍額 控除の申請



: 控除の申請 財政

事前申請は不要!営利事業所得税確定申告時にフォーマットに記入し、関連書類を添付する。

- 1. 従業員の休暇申請記録
- 2. 各級衛生主務機関が発行した隔離又は検疫証明書類
- 3. 給与金額の証明
- 4. 計算明細表
- **特殊会計年度**を採用する場合、2020/1/15 ~ 2022/6/30において、規定 を満たす従業員に支給した給与に**適用することができる**。
- その他租税優遇と重複して適用することはできない。(例:研究開発支出の 投資控除)
- 租税優遇の適用上、その給与は**経常性給与**に限られる。
- 営利事業基本所得額の計算に算入することは出来ない。



営所税

## 手続通案申告及び納税期限の延長

### 2020年度個人所得税の申告納税期間は2021/6/30まで延長

項目	従来の規定	延長後
申告及び納 税期間	5/1 ~ 5/31	5/1 <b>~</b> 6/30
オンライン申 告時の添付	2021年6月10日まで	2021年7月10日まで
資料の提出	国税局の所属支局、地方税務所又はサービス処のいずれか へ提出	

6月30日になお隔離治療を受けている場合、財政部2021年5月7日付台財税字第11004563330号解釈通達に基づき、申告時に主務機関が発行した隔離治療通知書等の証明書類を添付し、隔離治療終了日の翌日から20日後まで再延長することができる。



## 手続納税の延期又は分割納税の緩和

救済振興条例施行期間において、COVID-19の影響により納税に困難がある場合、納税の延期又は分割納税を申請することができる(いずれか1つ)

(1) 延期は最長1年(2) 分割は最長3年、分割回数は納税額の制限を受けない。申請事由は以下の通り。

中央目的	內主務機関
が提供す	する救済振
興関連控	<b>昔置</b>

救済振興特別条例第9条第3項所定の救済振興又は補償救済振興細 則

#### 無給休暇の実施

勤務先の営利事業者(営業者、製造業者又は機関団体)がCOVID-19の影響を受け、労工行政主務機関に無給休暇の実施を届出した。

### その他COVID-19の 影響による事由

減給、自己都合以外の離職又は労働日数が当月の本来の労働日数の1/2以下となった月が2個月に達し、一括で納税することができない。

- 納税の延期又は分割納税が許可され、期限までに納税した場合、滞納金及び滞納利息は 免除される。
- 分割納税するいずれかの回の税金を期限までに納付しない場合、税金徴収法第27条に基づき、税務機関より納付書が発行され、期限までに残額の一括納税が命じられる。



## 手続 還付申告の還付時期繰上

還付申告の初回税還付時期が一個月繰上げられ、 2021年7月30日に還付される

1. 2021年6月30日までにオンライン申告した者

### 適用 対象

2. 2021年6月30日までに税額試算をオンライン又は音声で回答した者

3. 2021年5月11日までに戸籍所在地の国税局に紙ベースで申告した者(手作業、二次元コード及び税額試算の書面回答を含む)



## 実体過大納付税額の還付申請

期間	救済振興条例の延長に伴い、2022年6月30日まで延長 される可能性がある。
対象	営業税税籍の状況が営業中である営業者
要件	<ul> <li>中央目的事業主務機関から救済振興又は補償救済振興細則の適用が認められ、救済振興関連措置が提供される者。</li> <li>短期における売上高が急減した者(例:2020年1月からいずれかの連続2個月における平均営業額が2019年12月より前の6個月又は前年同期平均営業額に比べ15%以上減少した。)</li> </ul>
	対象

税還付 限度額

累計でNT\$30万を上限として、過大納付した営業税額の還付を申請することができる。その残額は未納営業税から差引くことができる。

申請 手続

申請書及び関連証明書類を所在地の国税局へ提出する。



## 実体査定による売上高及び税額の減額調整

査定により課税される営業者がCOVID-19の影響を受けた場合、国税局の主導による減額調整のほか、営業者による申請も可能

## 申請資格

査定方式による営業税の課徴を採用する営業者

### 申請 方式

- 1. 申請書の取得又はダウンロード
  - 財政部の厳重特殊伝染性肺炎専門ページからダウンロード
  - 各地区国税局で取得
- 2. 申請書の記入と押印
- 3. 営業所在地の国税局へ直接提出又は郵送



## 手続申告期限の延長

延長後の申告期限:6/1 ~ 8/2

### 注意事項

- 1. 今年(2021年)、オーストラリア、日本、英国(新規追加)の税務上の居住者が保有又は管理している口座に関する情報について、申告しなければならない。
- 2. 既存の個人や実体の口座情報はすべて申告しなければならない。
- 3. 新しいXMLファイル申告フォーマットの仕様を採用。新フォーマットは財政部「金融機構資料申告系統」(https://www.cfi.mof.gov.tw)からダウンロードが可能。



#### 手続 防疫検疫のための納税期間 の延長

責任者、会計責任者又は委任を受けて申告する会計士、記帳士、記帳及び税務申告代理人が、法定の申告納付期間中に治療、隔離又は検疫を受けた者。

- ✓ 営利事業所得税確定申告、清算申告、特殊会計年度確定申告・中間納付申告、及び個 人家屋土地取引所得税:申告期限が2021年8月2日より前の場合、30日間延長。
- ✓ 営業税、貨物税、たばこ・酒税、特種貨物及び役務税:5月~7月の申告納付期限をそれ ぞれ同年5月31日、6月30日、8月2日まで延長。
- ✓ 源泉徴収義務者が毎月10日までに納付する前月の徴収税: それぞれ同年5月31日、6月 30日、8月2日まで延長。
- ✓ 源泉徴収義務者が台湾国内の非居住者に所得を支給する際の源泉徴収税:申告期限が 2021年8月2日より前の場合、20日間延長。
- √ 家屋税:納付期間が2021年5月1日から5月31日までの場合、同年6月30日まで延長。

### 留意 事項

- 1. 当該人員が**申告・納税期限延長期間の満期時になお隔離治療を受けている場合、**その申告・納税期限は隔離治療終了日の翌日から20日後まで延長することができる。
- 2. 延長期間内の主務機関から発行された隔離又は検疫証明書類を添付 し、納付書と共に税務機関へ延長を申請し、税金を納付する必要があ る。



個人所得稅

営業税

CRS

その他各税

手続

税金払戻の申請及び保税物品の倉庫保管期限に関する要件の緩和

関税

原材料の輸入通関日の**翌日から1年6個月以内の** 税金払戻の申請期限について、**1年間の延長**を申 請することが可能。

### 関税法 - 施行細則第52条

規定

天災事変等の不可抗力の事由により期限内に税 金払戻を申請できない場合。

## 保税倉庫における物品の保管期限の延長

従来の保管 期限

2年

保管期間の 延長要件 COVID-19の影響により国際間や国内の供給需要が急減し、保税物品を販売できない場合、税関に倉庫保管期限の延長を申請することが可能。



## 実体

## 税額減免/軽減税 率の関連措置



車両保有者がCOVID-19の 影響により車両の使用を停 止する場合

使用停止と申告した期間内の 免税を受けられる。



観光ホテル・旅館が一部フロ アの営業を停止する場合 非居住・非営業用の税率2%の 適用への変更を申請すること が可能。



娯楽業者の営業がCOVID-19の影響を受けた場合 当期の未営業日数又は未使 用娯楽施設の比率に応じた査 定税額を申請することが可能。



## 実体

## 税額減免/軽減税率の関連 措置(続)

税務機関による減免査定

- 1
- レジャー・娯楽場所、展覧・競技場所、教育・教学場所又はその他の場所等はCOVID-19の感染拡大防止のため、政府の公告により閉鎖を強制された場合、営業停止期間中の家屋の使用による家屋税は、地方税務機関が各業種の主務機関から提供されたリスト又は調査で得た資料により自主的に査定する。

- 2

前項の政府の措置に応じて場所等を閉鎖する業者について、車両使

- 務機関が各業種の主務機関から提供されたリスト又は調査で得た資料により徴収減免を査定し、納税義務者又は娯楽業者(徴収代行者)の地方税務機関への申請が免除される。
- 3
- 地方税務機関が前2項の規定により取扱い、税金の過大納付があると査定した場合、納税義務者又は徴収代行者へ自主的に還付する必要がある。



### KPMG Taiwan Network

#### 台北事務所

日本業務組連絡先 日本語対応可能

台北市11049信義区 信義路5段7号68F

T:+886 281016666 (代表)

**F**: +886 2 8101 6667

#### 新竹事務所

新竹市300091 科学園区展業一路11号 T+886 3 579 9955 F+886 3 563 2277

#### 台南事務所

台南市700002中区 民生路2段279号16F T+886 6 211 9988 F+886 6 6229 3326

#### 台中事務所

台中市40758西屯区 文心路二段201号7F T+886 4 2415 9168 F+886 4 2259 0196

#### 高雄事務所

高雄市801647前金区 中正四路211号12Fの6 T +886 7 213 0888 F +886 7 271 3721

### Contact us

パートナー

#### 李 宗霖

パートナー

T +886 2 8758 9946 内線番号: 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

#### 林 琇宜

パートナー

T +886 2 8758 9688 内線番号: 02587

E slin1@kpmg.com.tw

#### 陳彦富

パートナー

T +886 2 8758 9995 内線番号: 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

#### 友野 浩司

パートナー

T +886 2 8758 9794 内線番号: 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

#### 記帳部門(記帳代行、個人所得税、給与計算等)

#### 蔡 文惠

パートナー

T +886 2 8758 9992 内線番号: 00584

E etsai@kpmg.com.tw

#### 登記部門(会社設立、ビザ取得等)

#### 李 美儀

シニアマネジャー

T +886 2 8758 9780 内線番号: 02340

E migilee@kpmg.com.tw

#### 日本人顧問

#### 坂本 幸寬

**T** +886 28758 9751 内線番号: 19065 **E** yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

#### 須磨 亮介

T +886 2 8758 9926 内線番号: 17640

E ryosukesuma@kpmg.com.tw

#### home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

発行責任者: 林 琇宜 統括/KPMG台湾